

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 0 号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>日本の最低賃金は、都道府県ごとに4ランクに分けられ、2019年の改定では、最も高い東京都で時給1,013円、新潟県は830円、最低が790円です（鹿児島県など）。毎日フルタイムで働いても、月11万円から14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する、健康で文化的な最低限度の生活はできません。</p> <p>時間額で223円に広がった地域間格差によって、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。今、全国の多くの自治体が人口減少に苦しんでいます。地域経済を再生させる上で、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、必要不可欠な経済対策です。</p> <p>全国労働組合総連合の最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、大きな地域間格差は認められません。若者が自立した生活に必要な生計費は、月22万円から24万円の収入が必要であり、月150時間の労働時間で時給1,500円前後が必要です。世界各国と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準です。また、そのほとんどの国は、地域別ではなく全国一律制となっています。</p> <p>最低賃金を引上げるためには、中小零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、下請企業への単価削減、賃下げが押しつけられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。最低賃金を引上げることで、中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引上げることができます。労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることで地域の中小零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が求められています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和2年2月18日 文教経済常任委員会
受 理	令和2年2月5日 第611号

陳情第60号

	<p>労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金を大幅に引上げつつ地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現するため、政府関係機関に対し意見書を提出するよう陳情いたします。</p>
--	---